

『小児かかりつけ診療料』

ご案内



『小児かかりつけ診療料』とは

こどもがかかりつけ医を持つことで、病気の診察だけでなく、予防接種や健診などを通じてこどもの健康や生活を「かかりつけ医」として守っていきましょう。という取り組みです。

2016年4月から国の制度により算定が決められました。

🌸 ご登録対象となる患者様

当クリニックに継続的に受診される**未就学児**

(6歳以上の方については対象外ですが、「かかりつけ医」として今まで通り

ご安心してご受診ください)

「小児かかりつけ診療料」に関する同意書に署名が必要です

「小児かかりつけ診療料」に**登録できるのはひとつの医療機関だけです**

🌸 ご登録された対象患者様メリット

- ・急性疾患を発症した診療および慢性疾患（喘息・アトピー性皮膚炎など）対応の仕方や健康管理について「かかりつけ医」として必要な指導、診察を行います。
- ・健康診歴、健診結果を把握するとともに発達段階に応じた助言・指導・健康相談などに応じます。

・予防接種ワクチン状況を把握し、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供をおこない
予防接種時期について指導を行います。

・他の医療機関と連携し、患者様が受診している保険医療機関に応じて専門的な医療を
要する紹介を行います。

診療時間内の電話によるお問い合わせに常時対応いたします。

🌸 「かかりつけ医」にご登録された患者様へお願い

・基本的にお子さまが体調不良時、喘息・アレルギー症状は

「えびなファミリークリニックソラーレ」でのご受診をお願いします。

・登録したクリニック以外に行ってはいけない。ということではありまんが

緊急時や当院休診で他医療機関に受診された場合は、その旨をお知らせください

お薬が出た時はお薬手帳もご持参ください。

・緊急時、骨折、虫歯、耳鼻科の診断など明らかな専門外は専門医療機関へご受診

をお願いします。

・お引越しや諸事情により「かかりつけ医」解約はいつでも可能です

お気軽にお申し付けください。

